

[資料]

シンガポールの離婚法 1967年 1981年

村 井 衡 平

1945年8月15日、日本は連合軍に無条件降伏し、シンガポールでは、1942年2月15日から3年6カ月におよんだ日本軍政時代にピリオドが打たれた。その後、1957年8月にイギリス領マラヤは、四連合州（ペラク・セランゴール・ヌグリ＝スンビラン・パハン）、五非連合州（プルリス・ケダ・ケランタン・トレンガヌ・ジョホール）、マラッカおよびペナンが1つの政治組織として「マラヤ連邦」(Malayan Union)を結成するにいたり、シンガポールは、イギリスの直轄植民地となった。そして、イギリス政府は、1959年にシンガポールに内政自治権を付与することを認めた。

同年に行われた選挙で、弁護士のリー・クアンユー（李光耀）がひきいる人民行動党（the people's Action Party）は、議会で53議席のうち43議席の多数を占めるにいたった。この議会は、シンガポールの法律、とくに非イスラム教徒（Non-Muslin）の家族法を改正し、女性に対する差別を解消することにした。

1959年当時のシンガポールの家族法は、民族および宗教によって異ったものが入り混ったものであった。当初からイギリス法が継受されていたので、コモン・ローによる婚姻体系、海峡植民地キリスト教徒婚姻法（Christian Marriage Ordinance）および民事婚姻法（Civil Marriage Ordinance）などが制定されていた。それぞれの民族や宗教による規制を裁判所が認めることにより、華人（華僑でもなく、中国人でもない）の慣習による婚姻体系、ヒンズー教徒婚姻体系、ユダヤ人の婚姻体系そしてシーク教徒の婚姻体系が発展していた。さらに加えて、イスラム教徒も同様であった。かくして、7種類の非イスラム婚姻体系が併存することになり、

そこには必然的に矛盾と混乱が引き起こされることになる。

第1回立法議会は、中国の慣習による一夫多妻婚 (polygamous marriage) の体系を否認し、それとともに、マレーのイスラム教徒の体系を除いて、他の固有の社会から生じたすべての体系を拒否した。それらに代って非イスラム教徒を支配する統一体として、「婦人憲章」(The women's Charter) を制定した。しかし、それが制定されるまでには、長い経過をたどる必要があった。

婦人憲章の法案は、当時の労働大臣 Mr. KM Bayne によって提出された。1960年3月2日に第一読会さらに4月6日に第2読会に提出、そして実質的な討論が行われたのち、特別委員会に付託された。委員会は、一般から書面による陳述を勧誘し、それらを考慮し、口頭の証言を聞き、数回にわたって会議を開いた。その結果、時間的にみても今会期中に満足のいく結論を得ることができないことを理由に、次の会期に法案を再度提出されるべきであるとの意見を含めて、報告書を作成した。この報告書は立法議会に提出され、印刷に付すよう命じられた。

かくして、法案は1961年2月22日に再び議会に提出された。1961年3月22日の第2読会后、別の特別委員会に付託された。Mr. Bayne の動議にもとづいて、議会は最初の委員会の報告書を新しい委員会に手渡し、同委員会は前回と同様の手続をくり返すことになった。そして、新委員会の報告書が法案とともに議会に提出され、1961年4月28日、印刷に付されるよう命じられた。この法案は、1961年5月24日の第3読会に提出された。そして、最後に1961年の Ordinance 18 として、1961年9月15日より施行されることになった。これがいわゆる婦人憲章である。

婦人憲章の施行と同時に従来の離婚法は廃止され、その規定は改めて婦人憲章の第9章に第84条ないし第139条としてとり入れられた。そして、第4条によれば、婚姻が「この法律 (Ordinance) の規定のもとで記録されるか、または記録されたとみなされること」または、「婚姻が一夫一婦であることを定める規定のもとで、またはそれを予期して締結されたこ

と」が必要となり、イスラム教徒を除いて、一夫多妻の婚姻体系を否定し、一夫一婦婚 (monogamous marriage) が宣言された。なお、離婚原因は、1941年の改正後のそれと実質的に変わっていない。

シンガポールにおいて、これまで、19世紀のなかばにイギリスで一般的に採用されていた「婚姻上の非行」(matrimonial fault) が離婚を認める基礎をなす原理とされてきた。無責の配偶者は、彼または彼女の側で、他方に姦通または遺棄といった非行のあった事実を立証し、婚姻関係の解消を求める訴を提起することができた。無責配偶者は、まず他方の婚姻上の非行を立証し、ついで彼または彼女自身は完全に無責であったことを立証しなければならない。しかし、19世紀の中頃から、このような非現実的な見解に対して、批判的なキャンペーンが始まった。そして、有責原理 (Fault theory) からいえばきわめてあいまいな意味をもつ精神病を離婚原因として導入することさえ提案された。これこそ、有責原理の終りをつげる合図にはかならない。

離婚を認める根拠から非行をとり除き、「婚姻が回復しがたく破壊されている」ことを示す徴候を立証することへと、運動は1960年代の初めにオーストラリア (The Matrimonial Causes Act. 1959-61) およびニュージーランド (The Matrimonial Proceedings Act. 1963) で、同じく1960年代の後半にはイギリスでその頂点に達した。そこでは、明らかに無責原因が離婚法のなかにとり入れられ、「少くとも7年間別居し、和諧の可能性のないこと」が離婚原因とされた。1969年にいたり、イギリスの離婚法改正法 (The Matrimonial Causes Act. 1969) は、有責原理を放棄し、婚姻破綻で置き代えてしまった。

以上のような経過をたどる間に、シンガポールは、1963年にいたり、マラヤおよびイギリス領ボルネオ (サバ、サラワク) とともに「マレーシア連邦」 (The Federation of Malaysia) の一員となったが、わづか2年後の1965年にはそこから分離独立し、イギリス連邦内の独立共和国として、「シンガポール共和国」 (Republic of Singapore) となっている。

ところで、1961年に制定された「婦人憲章」は、1967年の「婦人憲章改正法」[The Women's Charter (Amendment) Act]により、第82条・1項のd号および2項のg号に「7年間の別居」を離婚原因としてとり入れたが、これはオーストラリアより2年先んじていた。すなわち、「夫または妻が原告と少なくとも7年間別居しており、和諧できそうもないこと」がそれである。

本稿ではまず、Statutes of the Republic of Singapore. 1967の第47章の「婦人憲章」(the Women's Charter)の第9部(part IX)をなす「離婚」(Divorce)の部分、具体的には第78条ないし第127条の部分を1967年および1969年の改正を含めて、紹介することとする。

第9部

離婚

第78条 この部において、主題または文脈に何か矛盾がある場合を除き、「婚姻による子供」とは、夫婦の子供を意味し、かつ、夫婦が同居を中止したときか、訴訟を提起する直前のか、いずれか先に生じたときに、家族の一員であった養子およびそれ以外の子供（夫の子供か妻の子供か、いずれであっても）を含め、また、この定義のために、無効な婚姻を企図した当事者は夫婦とみなされるものとする。

「裁判所」とは、高等法院またはその判事を意味する。

「他の女性との婚姻」とは、既婚者が、前妻の生存中に、再婚がシンガポールで行われたか、それ以外かを問うことなく、他の人と婚姻することを意味する。

「遺棄」とは、それを非難する人の意思に反する放棄を含む。

第79条 この部に含まれる規定に従い、裁判所は、以下のすべての訴訟手続において、裁判所の意見によれば、婚姻訴訟事件の手続でイングラントの高等法院がそれにもとづいて行動し、かつ、救済を与える原則にて

きる限り適合すると判断する原則にもとづいて行動し、かつ、救済を与えるものとする。

第80条 ① 裁判所には

- (a) 婚姻が本法の規定のもとで登録されたか、登録されたとみなされたとき、または
 - (b) 当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であると定める法律のもとで、またはそれを期待して締結され、かつ
 - (c) 訴状が提出された場合に、婚姻当事者の住所がシンガポールにあるとき
- を除き、離婚判決を言渡す権限を認めないものとする。

② 裁判所には

- (a) 婚姻が本法の規定のもとで登録されたか、登録されたとみなされたとき、または
 - (b) 当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であると定める法律のもとで、またはそれを期待して締結され、かつ
 - (c) 訴訟手続が開始された場合に、婚姻当事者の双方がシンガポールに居住しているとき
- を除き、婚姻無効の判決を言渡す権限を認めないものとする。

③ 裁判所には

- (a) 婚姻が本法の規定のもとで登録されたか、登録されたとみなされたとき、または
 - (b) 当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であると定める法律のもとで、またはそれを期待して締結され、かつ
 - (c) 訴訟手続が開始された場合に、婚姻当事者の双方がシンガポールに居住しているとき
- を除き、裁判別居または配偶者権回復の判決を言渡す権限を認めないものとする。

第81条 ① 離婚の訴状は、訴状を提出する日付が婚姻の日より3年を経

過していなければ、提出されることができない。

ただし、裁判所は、裁判所の規則に従ってなされる申請にもとづき、事件が例外的な困難を原告に蒙らすか、または被告の側が例外的に墮落していることを理由に、3年が経過する以前に、訴状の提出を許可することができる。しかし、訴状の審理により、原告が事件の性質に関する偽りの陳述または隠蔽によって訴状の提出の許可を得ていたことが裁判所に明らかになる場合に、裁判所は、仮判決を言渡すとき、婚姻の日から3年を経過するまで絶対離婚の申請をすべきでないという条件付であるか、または該3年の経過後に提出される訴状の権利を傷うことなく、棄却される申立を支持するために立証される事実もしくは実質的に同様の事実にもとづき、申立を棄却することができる。

② 婚姻の日から3年を経過する以前に訴状を提出する許可を得るため本条に従う申請を決定するについて、裁判所は、婚姻による子供の利益および該3年の経過する以前に当事者間に合理的な和諧の見込みがあるかどうかの問題を考慮するものとする。

③ 裁判所は、本条のもとでの申請を決定する前に、当事者間に和諧を生じさせるため、当事者間の不和を調停委員 (Conciliation officer) に付託することができる。

④ 本条の規定は、婚姻の日から3年を経過する以前に生じた事実にもとづく訴状の提出を禁止するものではない。

第82条 ① 夫は、彼の妻が

- (a) 婚姻の挙行以来、姦通の罪を犯していたこと、または
- (b) 訴状を提出する直前の少なくとも3年間、正当な理由なく、原告を遺棄していたこと、または
- (c) 婚姻の挙行以来、原告を虐待していたこと、または
- (d) 訴状を提出する直前の少なくとも7年間、原告と別居しており、かつ、彼と和諧の見込みがないこと

を理由に、彼の婚姻が解消されることを求めて、裁判所に離婚の訴状を

提出することができる。

② 妻は、彼女の夫が

- (a) 婚姻の挙行以来、他の女性との婚姻の形式を完成していること、
または
- (b) 婚姻の挙行以来、姦通の罪を犯していたこと、または
- (c) 婚姻の挙行以来、強姦、男色もしくは猥姦の罪を犯していたこと、
または
- (d) 訴状を提出する直前の少くとも3年間、正当な理由なく、原告を
遺棄していたこと、または
- (e) 婚姻の挙行以来、原告を虐待していたこと、または
- (f) 不治の精神病であり、かつ、訴状を提出する直前の少くとも5年
間、引続いて看護および治療をうけていること、または
- (g) 訴状を提出する直前の少くとも7年間、原告と別居しており、か
つ、彼女との和諧の見込みがないこと

を理由に、彼女の婚姻が解消されることを求めて、裁判所に離婚の訴状を提出することができる。

③ すべての訴状は、事件の性質が許す限り、婚姻が解消されるべき主張の根拠となる事実を明白にのべるものとする。

④ 本条の第1項・d号および第2項・f号のために、精神異常者は

- (a) 彼が「精神障害者治療法」(the Mental Disorder and Treatment Ordinance)のもとで発せられる命令もしくは発行される令状に従って拘留されるか、または刑事手続法典の第358条もしくは第363条のもとでの命令に従って監禁されている間、
- (b) 彼が「精神障害者治療法」の第36条のもとで、自発的患者として、中断することなく、前述のような拘留期間に従って治療をうけている間、
- (c) 彼が精神異常者もしくは精神病で苦しむ者として、彼の拘留もしくは治療のための命令に従って監禁されている間、または自発的な

患者として、中断することなく、前述のような拘留期間に従い、ある国において治療をうけており、その治療がシンガポールで精神病に苦しむ患者が看護および治療に関してうけるのと実質的に同じ標準の看護および治療であることが立証される間、

看護および治療のもとにあるとみなされるものとし、かつ、それ以外の意味はない。

⑤ 裁判所は、ある人がある国において、シンガポールで精神病に苦しむ患者が看護および治療に関してうけるのと実質的に同様の標準に従って、看護および治療をうけていることを示すのに必要な証拠を、裁判所が合理的と判断する条件にもとづき、宣誓供述書によって差し出すように命じることができる。

⑥ 本条の第1項および第2項のために、被告が原告を正当な理由なしに遺棄した期間を計算し、かつ、かかる遺棄が継続的なものであったかどうかを考慮するにき、当事者が和諧の目的で同居を回復した期間（3カ月を越えない）は、計算に入れないものとする。

第83条 ① 夫によって提出される訴状において、原告は、いわゆる姦夫を該訴状の共同被告とするものとする。ただし、彼が以下の理由、すなわち、

(a) 被告が売春婦の生活を送っており、かつ、原告はだれと姦通が行われたか知らないこと

(b) 彼がそれを発見するため正当な努力をしたが、いわゆる姦夫の名前が原告に知られなかったこと、または

(c) いわゆる姦夫が死亡していること

の理由の1つにより、そうすることを免除されるときは、この限りではない。

② 訴状が妻によって提出される場合に、裁判所がそれを適切と判断するとき、夫と姦通を犯したとされる者を被告とするよう命じることができる。

第84条 ① 離婚の訴状にもとづき、裁判所には、合理的に可能な限り、主張されている事実、原告の側に承認または宥恕があったかどうか、当事者間に共謀が存在したかどうかを調査し、かつ、同様に原告に対してなされる反訴も調査する義務があるものとする。

② 裁判所が証拠にもとづき、

(a) 訴状の申立が立証され、かつ

(b) 訴状の理由が姦通である場合に、原告は、いかなる方法でも、姦通を補助・承認または宥恕していないこと、または訴状の理由が虐待である場合に、原告は、いかなる方法でも、虐待を宥恕していないこと

を確信するとき、裁判所は、離婚仮判決を言渡すものとする。しかし、裁判所が前記の事項のどれかに関して確信を得ないとき、申立を棄却するものとする。

ただし、裁判所は

(a) 訴状が被告または被告の1人と共謀して提出または遂行されていることを認定するとき、または

(b) 原告が婚姻中に姦通の罪を犯したことを認定するとき、または

(c) 裁判所の意見によれば、原告が

(i) 訴状の提出または遂行を不合理に遅延していること、または

(ii) 婚姻の他方当事者を虐待していること、または

(iii) 訴状の理由が姦通または虐待である場合に、非難している姦通または虐待以前に、合理的な口実なしに他方当事者を遺棄し、もしくは合理的な口実なしに他方当事者から彼または彼女自身が故意に別居したこと、または

(iv) 訴状の理由が姦通、精神異常または遺棄である場合に、故意の怠慢または不品行が姦通、精神異常または遺棄を引き起こしたこと

について有責であるとき

離婚判決を言渡す義務を負わされることなく、申立を棄却することができる。

- ③ 本条の第2項は、当事者間に共謀が存在するかどうかを調査する裁判所の義務、当事者間で訴訟手続を意図し、またはそれと関連して彼等の間でなされた合意または協定を裁判所に開示する義務もしくは第9部のもとでの法務長官の権限または義務に何も影響を及ぼさないものとする。
- ④ 離婚の訴状を提出する前または後になされる申請にもとづき、裁判所が当事者間でなされたか、なされようとする合意または協定を考慮に入れ、かつ、裁判所が適切と判断する指示を与えることができるように、条項を作成することができる。

第85条 ① 離婚または裁判別居の訴状が提出されたとき、裁判所には婚姻当事者の和諧の可能性を、時々、考慮する義務があるものとし（ただし、訴訟手続の性質がそうするのに適切でないときは、この限りでない）、かつ、いつでも、裁判所を構成する判事が、事件の性質、訴訟手続中の証拠もしくは当事者の態度またはそれらのどれかにより、かかる和諧の合理的な可能性があるかと判断するとき、判事は

- (a) 当事者に和諧の機会を与えるため、または本項のb号もしくはc号に従って何かをすることができるようにするため、訴訟手続を延期すること
- (b) 当事者の同意を得て、和諧を生じさせる目的で、裁判所が適切と判断するとき、彼等の弁護士と同席のもとに、またはそれなしに、私室で面談すること、さらに
- (c) 和諧を生じさせるべく努力するため、調停委員を任命することの全部またはどれかの手段をとることができる。

② 本条の第1項のもとで、少くとも14日間、延期された場合に、婚姻当事者の一方から審理が続行されることを請求するとき、判事は審理を再開するものとし、またはできる限り速やかに、他の判事によって訴訟

手続が行われるよう手配するものとする。

③ 本条の第1項・b号のもとで、判事が調停者として行動するが、和諧を生じさせる企てに失敗した場合に、判事は訴訟手続の当事者の請求があるときを除き、引続き訴訟手続を審理したり、それを終結しないものとし、他の判事によって訴訟手続が行われるよう手配するものとする。

④ 本条のもとで、和諧を生じさせる努力の途中でなされた陳述または自白は、他の裁判所で証拠とすることは許されないものとする。

第86条 ① 夫婦の同居が継続または回復された場合を除き、姦通は、この部の意味において、有恕されなかったとみなされるものとする。

② 夫婦の同居が継続されまたは回復されたことから生じる有恕の推定は、夫の側でも妻の側でも、必要な意思を否定するに充分な証拠により、くつがえされることができる。

③ この部のもとで、当事者の一方が姦通を犯したとか、他方を虐待したと主張される訴訟手続において、裁判所は

(a) 和諧を生じさせる企てで夫または妻が同居を継続または回復し、
かつ

(b) かかる同居が3カ月も存続したこと

が立証される場合でも、姦通または虐待が有恕されたことを理由に、申立を棄却しないものとする。

④ 有恕された姦通は、復活されることはできないものとする。

第87条 離婚のために提起された訴訟において、被告が原告の求めている合理的な口実のない姦通、虐待または遺棄を理由とする救済に反対するとき、裁判所は、かかる訴訟において、彼または彼女の請求にもとづき、彼または彼女がかかる救済を求めて訴状を提出するとき、彼または彼女が得ることのできるのと同じ救済を被告に与えることができる。

第88条 ① なにびとも、離婚の訴状を支持するため立証される事実または実質的にそれと同様の事実にもとづき、原告が以前に裁判別居を許されていたという理由のみで、離婚の訴状を提出すること、または裁判所

が離婚判決を言渡すのを阻止されないものとする。

② かかる離婚の訴状にもとづき、裁判所は、裁判別居の判決を、それが言渡される根拠となった姦通、遺棄その他の理由の十分な証拠として扱うことができる。しかし、裁判所は、原告から証拠をうけ取ることなく離婚判決を言渡さないものとする。

③ かかる離婚の訴状のために、裁判別居の判決の手続を開始する直前の遺棄の期間は、当事者が同居を回復せず、かつ、判決が言渡されて以来、引続き効力をもつとき、離婚の訴状を提出する直前に先行するものとみなされる。

第89条 ① 婚姻の他方当事者が死亡していると想定する合理的な理由の存在する既婚者は、裁判所に、他方当事者は死亡していると推定し、かつ、婚姻を解消してもらうため、訴状を提出することができ、また裁判所は、かかる合理的な理由が存在すると確信するとき、死亡推定および離婚の仮判決をすることができる。

② かかる訴訟手続において、婚姻の他方当事者が7年またはそれ以上の期間、引続き原告を留守にし、かつ、原告が他方当事はその期間中生存していないと確信する理由をもたないという事実は、反対が立証されるまで、彼または彼女は死亡していることの証拠とされるものとする。

③ 本法の第94条および第123条は、本条のもとで、離婚の訴状および離婚判決それぞれに適用するように、訴状および判決に適用するものとする。

第90条 夫または妻は、彼または彼女の婚姻が無効と宣言されることを求めて、裁判所に訴状を提出することができる。

第91条 ① 婚姻無効の判決は、以下の理由のどれかにもとづいて、なされることができる。

(a) 被告は、婚姻のとき、および訴訟が提起されるとき、性交不能であつたこと

(b) 当事者は、生来または法律上、婚姻を禁止されている親等内にあ

ること

- (c) 婚姻のとき、一方当事者の先夫または先妻が生存しており、かつ、この先夫または先妻との婚姻がいぜんとして有効であること
- (d) 婚姻が挙行された地の法律によれば、それが無効であること
- (e) 婚姻の一方当事者は、婚姻のとき、精神異常者であったか、または精神病もしくはてんかんの発作になやまされていたこと
- (h) 被告は、婚姻のとき、伝染性の性病にかかっていたこと
- (i) 被告は、婚姻のとき、原告以外のだれかによって妊娠していたこと

ただし、本項の g 号、h 号および i 号に列挙された場合に、裁判所は

- (i) 原告は、婚姻のとき、申し立てた事実を知らなかったこと
- (ii) 訴訟手続が婚姻の日より一年以内に提起されたこと
- (iii) 原告が判決のための理由の存在することを発見して以来、原告の同意を得た性交は行われなかったこと

を確信するときを除き、判決を言渡さないものとする。

② 疑いをとり除くため、「キリスト教徒婚姻法」(the Christian Marriage Ordinance)、「民事婚姻法」(the Civil Marriage Ordinance) または本法の規定のもとで挙行された婚姻の場合に、本条第 1 項・c 号は、先夫または先妻が、婚姻法の一夫一婦体制または一夫多妻体制のもとで締結された婚姻による夫または妻であったときに適用するものとするを、ここに宣言する。

③ 本条の規定はいずれも、法律により無効な婚姻を有効にすると解釈されないものとする。しかし、無効判決が言渡されなかったものについては、この限りでない。

第92条 婚姻無効を求める訴状にもとづき、裁判所が原告の事件は立証されたと確信するとき、婚姻の無効を宣言する仮判決を言渡すものとする。

第93条 ① 婚姻が取消される場合、取消の代わりに、解消されたとき、婚姻当事者の嫡出子であったはずの子供は、判決の日に、取消にかかわ

らず、彼等の嫡出子とみなされるものとする。

② 無効な婚姻による子供は、その出生が本法の開始の前後いずれであっても、彼等の両親の嫡出子とみなされるものとする。

第94条 ① 離婚の仮判決または婚姻無効の仮判決は、言渡後、法律の規定または裁判所の決定により、3カ月より少くない期間の経過後に、終局的なものとされることができる。

② この期間中、いずれの当事者も、法律の規定または訴訟における裁判所の決定によって命じられた方法により、仮判決が共謀によって得られたこと、または裁判所の面前に提出されなかった重要事実を理由に、それが終局的なものとされるべきでない理由を呈示することができる。

③ 訴訟の進行中または判決が終局的なものとされる前に、だれでも、事件の正当な判断または裁判所の管轄権に影響を及ぼす重要な事項を検事総長に通報することができ、検事総長は、必要または便宜と判断する手段をとることができる。

④ かるる情報その他により、検事総長が、訴訟の当事者のだれかが、事件の正義に反して、離婚判決または婚姻無効判決を得る目的で共謀しているか、共謀していたこと、または重要事実が裁判所の面前に提出されなかったことについて疑いをいだくとき、彼は訴訟に介入し、かつ、仮判決が終結的なものとされるべきでない理由を呈示することができる。

⑤ 理由が呈示されるとき、裁判所は、終局判決を言渡し、仮判決を取消し、もしくはさらに調査を請求し、または他の方法で正義の要求に従い、事件を処理することができる。

⑥ 裁判所は、検事総長の費用を含め、呈示された理由および介入から生じた費用につき、妻が特有財産をもつときは妻を含め、それが適切と判断するとき、当事者全員または彼等の1人または数人によって支払われるべきことを命じることができる。

⑦ 仮判決が得られ、判決を得た当事者により、判決が終局的なものとされるべき申立が何もなされない場合に、該当事者がかかる申立をなす

ことができた最初の日から3カ月を経過したとき、仮判決が不利に言渡された当事者は、いつでも自由に、裁判所に申立ることができるものとし、かつ、裁判所は、かかる申立にもとづき、判決を終局的なものとし、仮判決を取消し、さらに調査を要求し、または裁判所がそれを適切と判断するように、事件を他の方法で処理する権限をもつものとする。

第95条 ① 裁判別居の訴状は、夫または妻により、離婚の訴状を提出することができた理由または配偶者権回復の判決に従わなかったという理由および離婚の訴状の提出にもとづく裁判所の義務に関する本法第84条の規定にもとづき、裁判所に提出されることができ、かつ、かかる申立が容認または棄却されることになる事情は、同様の方法で、裁判別居の訴状に適用されるものとする。

② 裁判別居の判決は、現行法のもとでの卓床離婚の効力および以下に記載される他の法律上の効力をもつものとする。

第96条 ① 妻が夫と裁判別居中に死亡する場合に、彼女が無遺言のとき、妻の財産は、彼女の夫がすでに死亡しておれば帰属すべきところに属するものとする。

② かかる裁判別居にもとづき、妻に扶養料を支払うべき判決が言渡され、または命令がなされ、かつ、それが夫によって正当に支払われていないとき、彼は、彼女が使用するために供給された生活必需品の債務を負わされるものとする。

③ この部におけるどの規定も、かかる別居中いつでも、彼女が彼女自身および彼女の夫に与えられた共同の権限の行使に加わることを妨げないものとする。

第97条 ① 事情により、妻または夫の申立にもとづき、裁判別居の判決が言渡された夫または妻は、その後いつでも、かかる判決が彼または彼女の欠席のまま得られたこと、しかも遺棄が判決の理由であったとき、主張された遺棄には合理的な口実があったことを理由に、判決の取消を求め、裁判所に訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状の申立が真実であることを確信するとき、それに応じて、判決を取消することができる。

第98条 ① 夫または妻の一方が、合理的な口実なしに、他方との付き合いから身を引いていたとき、妻または夫は、配偶者権回復のため、裁判所に訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状でなされた陳述が真実であると確信し、かつ、申立が許されるべきでない法律上の理由がないとき、それに応じて、配偶者権回復の判決をすることができる。

第99条 配偶者権回復のための訴状に対する答弁において、裁判別居の訴訟の理由でなかったことは、主張されないものとする。

第100条 ① 配偶者権回復の判決は、逮捕によって強制されないものとする。

② 妻による申立の場合に、裁判所は、判決を言渡すとき、またはその後いつでも、判決が裁判所によって制限された期間内に履行されないとき、被告は原告に対し、正当な定期的支払いをするよう命じることができる。

③ 裁判所は、それが適切と判断するとき、夫が妻に対し、裁判所を満足させるように、定期的支払いをすることを命じ、かつ、そのために、すべて必要な当事者によって発行されるべき適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、基礎事実を最高裁判所の登録官または弁護士に付託することができる。

第101条 配偶者権回復のための申立が夫による場合に、妻がある財産について占有権もしくは復帰権をもつこと、または取引の利益もしくは所得をうけ取っていることが裁判所に明らかにされるとき、裁判所は、それが適切と判断するとき、原告および婚姻による子供の利益のため、この財産の全部または一部につき、裁判所の満足のいくように、セトルメントを設定するよう命じることができるし、または取引の利益もしくは所得につき、裁判所が合理的と判断する部分が、被告によって彼自身の

利益のために原告に、婚姻による子供の利益のために原告もしくは他のだれかに、または彼等の一方もしくはだれかに、定期的に支払われるよう命じることができる。

第 102 条 裁判所は、金銭の定期的支払のための命令を、支払時期を変更し、金額を増加または減少して、変更または修正することができるし、支払いを命じた金銭の全部または一部につき、一時的に延期し、かつ、裁判所が適切と判断するように、同命令の全部または一部を再び復活させることができる。

第 103 条 被告が配偶者権回復のための裁判所の判決に従わないとき、被告は、合理的な口実のない遺棄の罪があるとみなされ、裁判別居の訴訟は直ちに提起されることができ、かつ、配偶者権回復の判決に従わないときから 2 年を経過しなくとも、裁判別居の判決が言渡されることができる。

第 104 条 ① 夫は、離婚または裁判別居のための訴状もしくはその目的にのみ制限された裁判所への訴状において、ある人が原告の妻と姦通を犯したことを理由とする損害賠償を求めることができる。

② 訴状は、いわゆる姦夫および妻に送達されるものとする。ただし、裁判所が送達を免除し、または他の方法によって代えることを命じるときは、この限りでない。

③ 訴状にもとづいて回復されるべき損害賠償額は、被告または彼等のだれかが出廷しなくとも、裁判所によって確認されるものとする。

④ 判決が言渡されたのち、裁判所は、いかなる方法で損害賠償が支払われるべきかを指示することができる。

第 105 条 ① 夫によって提出された訴状につき、いつでも、いわゆる姦夫が共同被告とされ、かつ姦通が立証されたとき、裁判所は、共同被告に対し、訴訟手続の費用の全部または一部の支払いを命じることができる。

② 共同被告は

(a) 被告の姦通の当時は、彼女の夫と別居しており、かつ、売春婦の

生活を送っていたとき、または

- (b) 共同被告には、姦通の当時、被告が既婚女性であると信じる理由がなかったとき

原告の訴訟費用の支払いを命じられないものとする。

第 106 条 ① この部のもとでの訴訟において、夫また妻のいずれが提起したかを問わず、妻は訴訟審理中の扶養料のための訴状を提出することができる。

② かかる訴状は夫に送達され、かつ、裁判所は、そこに含まれる陳述が真実であると確信するとき、適切と判断する訴訟審理中の扶養料を支払うよう、夫に命じることができる。

③ 訴訟審理中の扶養料は、いかなる場合でも、命令の日の直前3年間の夫の純収入の平均の5分の1を越えないものとし、かつ、離婚判決の場合には、判決が終局的なものとなるまで、継続するものとする。

第 107 条 ① 妻の得た離婚もしくは婚姻無効の終局判決または裁判別居の判決において、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫が妻に対し、裁判所の満足いくまで、もしあれば妻の財産、夫の能力および当事者の行状を考慮し、妻の生涯を越えない期間、合理的と判断する一時金または年金を支払うよう、命じることができ、かつ、その目的のため、すべての必要な当事者によって発行されるべき、適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、基礎事実を最高裁判所の登録官または弁護士に付託することができ、また裁判所は、それが適切と判断するとき、捺印証書または文書が正当に発行されるまで、判決の言渡しを延期することができる。

② かかる事件において、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫に対し、妻の扶養料および扶助料のため、彼等が共に生存中、毎月、裁判所が合理的と判断する金額を妻に支払うよう命じることができ、かつ、かかる命令は、本条の第1項のもとでの命令に付加し、またはそれに代えてなされることができる。

③ 夫がその後、なにかの原因で支払いが不可能となると、裁判所は、支払いを命じた金額の全部もしくは一部につき、命令を免除もしくは修正し、または一時的に延期することができ、かつ、裁判所が適切と判断する全部または一部の命令を再び回復することができる。

④ 裁判所が本条の第2項または第3項に定められた命令をし、かつ、裁判所が夫の資産は増加したと確信する場合に、裁判所は、それが適切と判断するとき、命令のもとで支払われる金額を増加させることができる。

第108条 裁判所が扶養料につき判決また命令をするすべての場合に、それが妻自身または裁判所によって承認される妻のための受託者に支払われるよう、命じることができ、かつ、裁判所が便宜と考える条件もしくは制限を課すことができ、また時に応じて、そうすることが便宜と裁判所がみるとき、新しい受託者を指名することができる。

第109条 ① 妻の姦通、遺棄または虐待を理由に離婚または裁判別居の判決が言渡され、かつ、妻が財産を所有しているとき、裁判所は、夫もしくは婚姻による子供または双方の利益のために、財産の全部または一部により、合理的と判断するセトルメントを設定するよう、命じることができる。

② 離婚もしくは裁判別居の判決の言渡のとき、またはその後、裁判所の命令により発行される証書は、発行のときに妻の身分による無能力が存在するにかかわらず、有効とみなされるものとする。

③ 裁判所は、本法の第104条のもとで回復された損害賠償額の全部または一部が、婚姻による子供の利益のため、または妻の扶養料を準備するため、セトルメントとされることを指示することができる。

第110条 ① 離婚または婚姻無効の終局判決ののち、裁判所は、彼等の婚姻が判決の主題をなす当事者のうえに設定された婚姻前または婚姻後のセトルメントの存在を調査することができ、かつ、セトルメントとされた財産の全部または一部につき、夫、妻もしくは婚姻による子供の利

益のため、または子供および両親の双方の利益のため、裁判所が適切と判断する命令をすることができる。

② 裁判所は、子供の費用において、両親または彼等の一方の利益のため、いかなる命令もしないものとする。

第111条 裁判所がある財産をセトルメントとし、または現在のセトルメントの条項を変更するよう指示する権限をもつとき、裁判所は

- (a) 受託者を指名し
- (b) 適切と判断する条項を含む文書が準備されるよう命令し
- (c) すべて必要な当事者に同じものを発行するよう命令し
- (d) 時に応じて、新しい受託者を指名し、かつ
- (e) それらの指示を実行するに必要と判断するすべての他の行為をなすことができる。

第112条 ① 本条の規定に従い、離婚、婚姻無効または裁判別居の訴訟手続において、裁判所は、婚姻による18才未満の子供のすべてに関して、

- (a) 子供の世話および養育のための準備がなされており、かつ、その準備が満足のいくものであるか、もしくは事情のもとで案出された最善のものであること、または
- (b) 裁判所の面前に出頭する当事者にとって、かかる準備をするのは不可能であること

を確認するまで、離婚もしくは婚姻無効の判決を終局的なものとし、または裁判別居の判決を言渡したりしないものとする。

② 仮判決が終局的なものとなされ、または時に応じて、遅滞なく裁判別居の判決が言渡されるのが望ましい事情が存在することが明らかとなり、かつ、裁判所が当事者の一方または双方の満足のいく理解を得た場合に、それが適切と判断するとき、裁判所は、特定の期間内に、子供のための準備の問題を裁判所の面前にもち出す手続をとることができる。

第113条 ① 離婚、婚姻無効、裁判別居または配偶者権回復の訴訟において、裁判所は、手続のどの段階でも、または終局判決が言渡されたの

ちでも、婚姻による未成年の子供の監護、扶養および教育に関して、それが適切と判断する命令をすることができ、該命令を変更または取消すことができ、かつ、それが適切と判断するとき、かかる子供を裁判所の保護のもとにおく手続をとるよう指示することができる

② 裁判所は、それが適切と判断するとき、離婚または婚姻無効判決と同時に、夫または妻（彼女の夫の精神異状を理由に妻が離婚を申立てるとき）に対し、婚姻による子供の利益のため、裁判所が合理的と考える一時金または年金を保証するよう命じることができ、かつ、裁判所は、その目的のため、すべて必要な当事者によって発行されるべき、適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、最高裁判所の登録官または弁護士に、基礎事実を付託することができる。

ただし、子供の利益のためにある金額が保証される期間は、子供が21才に達する日を越えないものとする。

第 114 条 ① 離婚または婚姻無効の訴状が提出されたとき、本法の第 106、第 107、第 109 および第 113 条のもとでの訴訟手続は、裁判所の規則に従い、訴状の提出後いつでも開始されることができる。

ただし、前示の諸条のもとで（本法の第 106 条のもとでの扶助料の支払に関する仮命令以外）、いかなる命令も、仮判決が言渡されるまでは、なされることはできず、かつ、捺印証書または文書の準備、作成または、承認に関するものを除くかかる命令およびかかる命令に従ってなされるセトルメントは、判決が終局的なものになるまで、効力を生じないものとする。

② 離婚または裁判別居の訴状が夫の精神病を理由に、妻によって提出される場合に、本法の第 106 条および第 107 条は、夫に言及するものは妻に替え、妻に言及するものは夫に替えて、適用するものとし、かつ、離婚、婚姻無効または裁判別居の訴訟が妻の精神病を理由に、夫によって提起される場合に、裁判所は、前示の諸条のもとで、被告を引き受けるものとして裁判所の指示する人に、扶助料または扶養料が支払われる

よう命じることができる。

第115条 この部に含まれる規定に従い、この部のもとのすべての訴訟手続は、最高裁判所の規則によって規制されるものとする。

第116条 ① すべての訴状は、請求の基礎となる事実および本法の第80条のもとで裁判所の管轄権に影響を及ぼすすべての事実を陳述するものとし、かつ、宣誓供述書によって立証され、審理において証拠として引用されることができる。

② 離婚、婚姻無効または裁判別居のための訴状には、原告および被告の間に、共謀または承認は何も存在しないことを陳述するものとする。

第117条 ① この部のもとで、訴状の管轄区域外への送達は、裁判所によって許可されることができ、かつ、送達は、最高裁判所の規則のもとで行われる呼出状の送達の方法にできる限り近い方法で行われるものとする。

② 裁判所は、そうすることが必要または便宜と判断するとき、送達を全く免除することができる。

第118条 ① この部のもとの訴訟において、当事者および当事者の夫および妻は、証拠を提出する資格があり、かつ、提出を強制されるものとする。

② 訴訟の当事者かどうかを問わず、証人は、彼または彼女に姦通の責があったことを示すのに役立つ尋問をうけたり、それに答弁するよう強制されないものとする。ただし、証人が、その訴訟において、彼または彼女に主張される姦通の反証として、すでに証拠を提出していたときは、この限りでない。

第119条 この部のもとの訴訟手続の全部または一部は、裁判所がそれを適切と判断するとき、非公開で審理されることができる。

第120条 裁判所は、この部のもとの訴状の審理を延期することができ、かつ、そうすることが適切と判断されるとき、さらに証拠を要求することができる。

第 121 条 ① この部のもとでの訴訟手続において、裁判所によってなされるすべて判決および命令は、その固有の民事管轄権の行使として裁判所によってなされた判決または命令であるかのように、強制され、かつ、控訴されることができる。

② 離婚または婚姻無効の訴状において、仮判決が言渡されたとき、訴訟に出廷せず、防禦もしない被告または共同被告は、判決が終局的なものとされるのに控訴することができないものとする。ただし、判決が終局的なものとされる場合に、裁判所がそれを許可するときは、この限りでない。

③ 離婚または婚姻無効の終局的な命令に対するいかなる控訴も、仮判決に対して控訴する時間と機会をもちながら、控訴しなかった当事者の利益のためには、認められないものとする。

④ 訴訟費用のみについて、控訴はないものとする。

第 122 条 枢密院司法委員会への上訴に関して、時に応じて作られる規則に従い、事件が上訴に適していることを控訴院が宣言するとき、控訴院により、本部のもとでなされた判決または命令につき、だれでも枢密院司法委員会に上訴することができる。

第 123 条 離婚または婚姻無効の終局判決に対し、控訴院または枢密院司法委員会への上訴のために制限された期間が経過し、かつ、判決に対し上訴が提起されなかったとき、または直ぐにではないが、かかる上訴が棄却されたとき、関係当事者は、前婚が死亡によって解消されたかのように、再婚することができる。

第 124 条 ある人が訴訟当事者と姦通を犯したと非難される場合、またはまだ訴訟当事者となっていない人の利益のために、その人を訴訟当事者にすべきであると裁判所が考える場合に、それが適切と判断すれば、正当と思われる条件のもとに、その人が訴訟に参加することを許可することができる。

第 125 条 本法の第80条および第82条のもとで訴訟を提出することできな

い人は、だれも、彼の妻の姦通を理由とする訴訟を維持することができない。

第126条 ① 本法の第80条に違反するにかかわらず、裁判所は、夫がシンガポールに住所を定め、または居住していなくとも、

(a) 妻が夫によって遺棄されたか、または夫が人の追放に関して当分の間効力のある法律のもとでシンガポールから追放され、かつ、夫は、遺棄または追放以前にシンガポールに住所を定めていたとき、または

(b) 妻がシンガポールに居住しており、かつ、訴訟手続の開始される直前の3年間、普通に居住していたとき

この部のもとで、妻による訴訟手続を維持する管轄権をもつものとする。

② 本条により、高等法院が管轄権をもつ訴訟手続において、争点は、当事者がシンガポールに住所を定め、または居住していたときに適用される法律に従い、決定されるものとする。

③ 本法において、シンガポールからの追放とは、シンガポールにおいて当分の間効力のある制定法のもとでの追放または排除を含めて理解されるものとする。

第127条 ① 最高裁判所の全判事またはその1名が主席判事となる3名の判事は、この部のもとでのすべての訴訟手続に支払われるべき手数料および訴訟費用を決定し、かつ、規制する規則および彼等がこの部のもとで便宜と判断する訴訟手続についての規則を制定することができる。

② かかる規則は、この部のもとでの訴訟手続に使用される書式を定めることができる。

③ この部のもとで判事によって作られ、主席判事の手許で認証された規則の写しは、主席判事により、議会に提出されるため、大統領のもとに移送されるものとする。

④ すべての規則は、官報に掲載され、かつ、掲載後ただちに議会に提出されるものとし、またかかる規則が、特定日より、規則の全部または

一部を無効とするために提出される場合に、決議が申立に従って行われ、申立の通知が、特定日より1カ月を経過後の議会の最初の有効な開会日より遅くない開会日になされていたとき、規則の全部または一部は、時に応じて、その日より無効になるが、それに従って以前になされた事柄の有効性または新らしい規則の制定を害することはないものとする。

これまで、1910年から1950年にかけてのシンガポールにおける離婚法の発展をあとづけてみた。ところで、その後、離婚法の包括的な改正が1979年5月19日に「婦人憲章改正法案」[the Women's Charter (Amendment) Bill]として、議会の特別委員会に提出され、第三読会を経て成立し、1981年6月1日より施行されることになった。多くの変更は、1973年に任命された委員会によって提案されていたところである。

これによれば、離婚法の全部、婚姻無効および裁判別居に関する多くの規定は、これらの救済のための訴訟を審理する高等法院の付随的な権限とともに変更をうけた。離婚の「有責原理」は、多くの離婚原因および絶対的・相対的棄却事由とともに廃止された。それに代えて、「婚姻の回復しがたい破綻 (Irretrievable Breakdown)」が唯一の離婚原因となり、そのために原告は、決められた5つの事実のうち、1つ以上を立証しなければならない。このような新しい展開にともない、「財政上の規定」(Financial provisions)に関する新らしい見解が生まれた。裁判所は、いまや、新しい規定のもとで当事者間に婚姻財産を分配し、そして夫に対し、妻を引き続いて扶養するよう命じる新らしい権限を与えられている。さらに、子供のための社会的な関心を強調するために、「子供の福祉」(welfare of children)という新らしい一章が設けられ、彼等の福祉を促進するための命令をする裁判所の義務が規定された。婚姻取消に関する規定も改正された。

現在の「婦人憲章」(The Women's Charter)は Statutes of the Republic of Singapore・1985 の第355章となっており、その第9部

(part X) の内容を以下に紹介することとする。

第9部

第1章 離婚

第84条 この部において、主題または文脈に何か矛盾がある場合を除き、
「婚姻による子供」とは、夫婦の子供を意味し、かつ、夫婦が同居を中止したときか、訴訟を提起する直前か、いずれか先に生じたときに、家族の一員であった養子およびそれ以外の子供（夫の子供か妻の子供か、いずれであっても）を含め、また、この定義のために、無効な婚姻を企図した当事者は夫婦とみなされるものとする。

「裁判所」とは、高等法院またはその判事を意味する。

「遺棄」とは、それを非難する人の意思に反する放棄を含んでいる。

第85条 この部に含まれる規定に従い、裁判所は、以下のすべての訴訟手続において、裁判所の意思によれば、婚姻訴訟事件の手続でイングランドの高等法院がそれにもとづいて行動し、かつ、救済を与える原則にできる限り適合すると判断する原則にもとづいて行動し、かつ、救済を与えるものとする。

第86条 ① 第2項に従い、裁判所は

(a) 婚姻が本法のもとで登録されたか、本法のもとで登録されたとみなされたか、または婚姻は一夫一婦であるべきことを明示もしくは黙示に定める法律のもとで挙行され、かつ

(b) 婚姻当事者の一方が

(i) 訴訟手続の開始のときにシンガポールに住所を定めていたか、または

(ii) 訴訟手続の開始の直前、3年間、シンガポールに居住していたときに限り、離婚、死亡推定および離婚、裁判別居または婚姻無効の訴訟手続を維持する管轄権をもつものとする。

② 婚姻が無効または取消しうることを理由とする婚姻無効の訴訟手続において、裁判所は、第1項・b号の要件が満たされていなくとも、訴訟手続の開始の場合に、婚姻の両当事者がシンガポールに居住したとき、求められた救済を与えることができる。

③ 婚姻無効の訴訟手続のために、「婚姻」は、本法のどの規定によっても有効でない婚姻を含んでいる。

第87条 ① 離婚の訴状は、訴状を提出する日付が婚姻の日より3年を経過していなければ、提出されることができない。

ただし、裁判所は、裁判所の規則に従ってなされる申請にもとづき、事件が例外的な困難を原告に蒙らすか、または被告の側が例外的に墮落していることを理由に、3年が経過する以前に、訴状の提出を許可することができる。しかし、訴状の審理により、原告が事件の性質に関する偽りの陳述または隠蔽によって訴状の提出の許可を得ていたことが裁判所に明らかになる場合に、裁判所は、仮判決を言渡すとき、婚姻の日から3年を経過するまで絶対離婚の申請をすべきでないという条件付でするか、または該3年の経過後に提出される訴状の権利を傷うことなく、棄却される申立を支持するために立証される事実もしくは実質的に同様の事実にもとづき、申立を棄却することができる。

② 婚姻の日から3年を経過する以前に訴状を提出する許可を得るため本条に従う申請を決定するについて、裁判所は、婚姻による子供の利益および該3年の経過する以前に当事者間に合理的な和諧の見込みがあるかどうかの問題を考慮するものとする。

③ 裁判所は、本条のもとでの申請を決定する前に、当事者間に和諧を生じさせるため、当事者間の不和を調停委員 (Conciliation Officer) に付託することができる。

④ 本条の規定は、婚姻の日から3年を経過する以前に生じた事実にもとづく訴状の提出を禁止するものではない。

第88条 ① 婚姻の一方当事者は、婚姻が回復し難く破壊されたことを理

由に、離婚の訴状を提出することができる。

② かかる訴状を審理する裁判所は、それが合理的に可能な限り、婚姻の破綻をひき起こし、または先導したと主張される事実を調査するものとし、さらに事情がそうすることを適切かつ合理的とするとき、その解消の判決をするものとする。

③ 離婚の訴状を審理する裁判所は、原告が下記の事実、すなわち

- (a) 被告が姦通の罪を犯し、かつ、原告は被告との同居生活を耐え難いものと判断すること
- (b) 被告は、原告が被告との同居生活を合理的に期待できないような仕方で行動したこと
- (c) 被告は、訴状の提出の直前、少くとも2年間継続して原告を遺棄していたこと
- (d) 婚姻当事者が訴状の提出の直前、少くとも3年間継続して別居しており、かつ、被告は、判決が言渡されるのに合意していること
- (e) 婚姻当事者が訴状の提出の直前、少くとも4年間継続して別居していたこと

の1つまたはそれ以上について、裁判所を満足させる場合を除き、婚姻が回復し難く破壊されていると判断しないものとする。

④ 判決を言渡すのが適切かつ合理的かどうかを考慮するについて、裁判所は、両当事者の行為を含むすべての事情および婚姻が解消されるとき、婚姻による子供の利益または一方当事者の利益がどのような影響をうけるかを考慮するものとし、かつ、裁判所がそれを付けるのが適切と判断する期限および条件のもとに、仮判決を言渡すことができる。しかし、すべての事情から、裁判所には、婚姻を解消するのは間違いであると思われるとき、裁判所は申立を棄却するものとする。

⑤ 被告が婚姻の挙行以来、姦通を犯していたことを原告が知ったのち、婚姻当事者が互いにある期間、同居生活をしていたとき

- (a) 連続する期間の長さが6カ月またはそれ未満であったとき、第3

項・a号のために、原告は被告との同居生活を耐え難いものと判断しているかどうかを決定するについて、無視されるものとする。

しかし、

(b) 連続する期間の長さが6カ月を越えたとき、原告は、第3項・a号のために、姦通をよりどころとすることができないものとする。

⑥ 原告が被告は彼との同居生活を合理的に期待できないような仕方で行動したと主張する場合に、婚姻当事者は、原告によってよりどころとされ、かつ、裁判所によって彼の主張が支持される終局の事件が発生した日以後、互いに同居生活をしていたとき、この事実は、連続する期間の長さが6カ月またはそれ未満であったとき、第3項・b号のために、原告は、被告との同居生活が合理的に期待できないかどうかを決定するにつき、無視されるものとする。

⑦ 第3項のために、被告が原告を遺棄した期間または婚姻当事者が別居した期間が継続していたかどうかを考慮するについて、その間に当事者が互いに同居を回復した1時期（6カ月を越えない）または2つ以上の時期（合計6カ月を越えない）は、計算に入れないものとする。しかし、当事者が互いに同居しなかった期間は、事情に応じて、遺棄の期間の一部または婚姻当事者が別居した期間の一部として、計算するものとする。

⑧ 本条において、互いに同居する婚姻当事者とは、彼等が互いに同一の家屋内で同居していることを指示するものとする。

第89条 ① 離婚または裁判別居の訴状が提出されたとき、裁判所は、時々、婚姻当事者の和諧の可能性を考慮する義務があるものとし（ただし、訴訟手続の性質から、そうするのが適当でないときは、この限りでない）、かつ、いつでも、裁判所を構成する判事が事件の性質、訴訟手続における証拠、当事者の態度またはそれらのどれかにより、かかる和諧の合理的な可能性があると判断するとき、判事は

(a) 当事者に和諧する機会を与え、またはb号もしくはc号に従って

- 何かがなされるのを可能にするため、手続を延期すること
- (b) 当事者の同意を得て、和諧をもたらし目的で、裁判所が適当と判断するとき、彼等の弁護士が立会い、または立会いなしに、彼等と私室で面談すること、または
- (c) 和諧の効果を得ようと努めて調停委員を任命すること
- の全部またはどれかをなすことができる。
- ② 第1項のもとで、延期後、14日より短くない期間が経過し、婚姻当事者の一方が審理の続行を請求するとき、判事は、審理を再開し、または事情に応じて、できる限りすみやかに、訴訟手続が他の判事によって処理されるよう準備するものとする。
- ③ 第1項・6号のもとで、判事が調停者として行動するが、和諧を得る企てに失敗するとき、判事は、訴訟手続の当事者が請求するときを除き、訴訟手続の審理を継続したり、訴訟手続を終結しないものとし、かつ、かかる請求のないとき、訴訟手続が他の判事によって処理されるよう準備することができるものとする。
- ④ 本条のもとで、和諧を得るための努力中になされた陳述または自白の証拠は、どの裁判所でも証拠とされないものとする。

第90条 婚姻当事者または彼等の一方が、離婚の訴状を提出する前または後に、申立により、すでに企図され、またはときとして、すでに開始された離婚の訴訟手続と関係し、そこから生じ、または関連のある合意または協定であるので、彼等の間ですでに作られ、または作るべく提案された合意または協定を裁判所に付託できるようにするため、かつ、裁判所がそうするのが望ましいと判断するとき、合意または協定の合理性について、意見を表明し、またそれが適切と判断する方法で、指示を与えることができるようにするため、裁判所の規則により、条項を作ることができる。

第91条 ① 離婚の訴状の場合に

- (a) 裁判所は、それが適切と判断するとき、すべての必要な書類が検

事総長に送られることを命じることができ、また彼は裁判所の面前で、裁判所が十分に議論されるのが必要または便宜と考える事項に関する質問を議論することができる。また

- (b) だれでも、訴訟手続が進行中または仮判決が終局的なものとされる以前、いつでも、事件を正当に決定するため、重要な事項を検事総長に通報することができ、また検事総長は、そこで彼が、必要または便宜と考える手段をとることができる。

② 離婚の訴訟手続において、検事総長が仮判決に介入または理由呈示するとき、裁判所は、訴訟手続の当事者の1人または数人に、検事総長の費用を支払うよう命じることができる。

第92条 離婚の訴訟手続において、被告が第88条・3項に記載される事実を主張し、かつ、立証するとき（該項のために、被告を原告、原告を被告として扱う）、裁判所は、被告がその救済を求めて訴状を提出すれば得ることのできる救済を被告に与えることができる。

第93条 ① すべての離婚判決は、最初、仮判決とされ、かつ、その言渡後、3カ月を経過する以前に終局的なものとされないものとする。ただし、裁判所が、一般または特別命令により、ときに応じて、より短い期間を定めるときは、この限りでない。

② 離婚判決が言渡されたが、終局的なものとされないとき、第91条を侵害することもなく、だれでも、裁判所の面前に提出されていなかった重要事実を理由に、判決が終局的なものとされるべきでない理由呈示をすることができ、かつ、かかる場合、裁判所は

- (a) 第1項にかかわらず、終局判決をすること
- (b) 仮判決を取消すこと
- (c) さらに調査を要求すること、または
- (d) 事件をそれが適切と判断する他の方法で処理すること

ができる。

③ 離婚の仮判決が言渡され、それが言渡された当事者により、終局的

なものとされべき申立がなされなかったとき、該当事者がかかる申立をすることができた最初の日より3カ月を経過したのち、いつでも、判決が不利に言渡された当事者は、裁判所に申立をすることができ、その申立にもとづき、裁判所は

- (a) 第1項にかかわらず、判決を終局的なものとする
- (b) 仮判決を取消すこと
- (c) さらに調査を要求すること、または
- (d) 事件をそれが適切と判断する他の方法で処理すること

ができる。

第94条 ① 婚姻の他方当事者が死亡していると想定する合理的な理由の存在する既婚者は、裁判所に、他方当事者は死亡していると推定し、かつ、婚姻を解消してもらうため、訴状を提出することができ、また裁判所は、かかる合理的な理由が存在すると確信するとき、死亡推定および離婚の仮判決をすることができる。

② かかる訴訟手続において、婚姻の他方当事者が7年またはそれ以上の期間、引続き原告を留守にし、かつ、原告が他方当事者はその期間中生存していると確信する理由をもたないという事実は、反対が立証されるまで、彼はまた彼女は死亡していることの証拠とされるものとする。

③ 第93条は、本条のもとで、離婚の訴状および離婚判決それぞれに適用するように、訴状および判決に適用するものとする。

第2章 裁判別居

第95条 ① 裁判別居の訴状は、婚姻の一方当事者により、第88条・3項に定める理由および事情にもとづき、裁判所に提出されることができ、かつ、同条は、必要な修正のうえ、離婚の訴状に関して彼等が使用するような訴状に適用するものとする。

② 裁判所が裁判別居の判決を言渡すとき、原告は、もはや被告と同居

する義務はないものとする。

③ 裁判所は、裁判別居の判決が不利に言渡された配偶者の訴状による申立により、訴状の主張が真実であると確信する場合に、判決が申立人の不在中に得られたという理由、または遺棄が判決の理由であったとき、主張された遺棄に合理的な口実があったという理由で、いつでも、判決を取消することができる。

第96条 ① 原告または被告は、離婚の訴状を支持して立証されると同じ事実または実質的に同様の事実にもとづき、いつか裁判別居を言渡されたという理由のみで、離婚の訴状を提出するのを阻止されたり、または裁判所が離婚判決を言渡すのを阻止されることはないものとする。

② かかる離婚の訴状にもとづき、裁判所は、裁判別居の判決を、それが言渡される理由となった姦通、遺棄または他の原因の十分な証拠として扱うことができる。

③ かかる離婚の訴状のために、裁判別居の判決のための手続を開始する直前の遺棄の期間は、当事者が同居を回復せず、かつ、判決が言渡されて以来、継続して効力をもつとき、離婚の訴状を提出する直前のものとみなされるものとする。

第97条 裁判別居の判決が効力をもち、かつ、別居が継続されている場合に、彼等の婚姻が判決の目的である当事者の一方が1981年6月1日以降に無遺言で死亡するとき、彼または彼女の動産または不動産の全部または一部は、婚姻の他方当事者がすでに死亡しているかのように帰属する。

第3章 婚姻の無効

第98条 夫または妻は、彼または彼女の婚姻が無効と宣言されることを求めて、裁判所に訴状を提出することができる。

第99条 1981年6月1日以降に行われる婚姻は、以下の理由のみにより、無効とされるものとする。

- (a) 第5, 第9, 第10, 第11および第21条により, それが有効な婚姻でないこと, または
- (b) 婚姻がシンガポール以外で挙行されたとき, 該婚姻が
 - (i) 法定資格を欠いていたか, または
 - (ii) それが挙行された他の法律により無効であること。

第100条 1981年6月1日以降に挙行される婚姻は, 以下の理由のみにより, 無効とされるものとする。

- (a) 一方当事者が婚姻を完成する能力を欠くため, 婚姻が完成されなかったこと
- (b) 被告が故意に婚姻を完成させるのを拒否するため, 婚姻が完成しなかったこと
- (c) 強迫, 錯誤, 精神異常その他により, 婚姻の一方当事者がそれに有効に同意していなかったこと
- (d) 婚姻のとき, 一方当事者が, 有効な同意を与える能力はあるが, (継続的または間欠的に) 精神障害者治療法の意味において, 婚姻に不適な種類または程度の精神障害に苦しんでいたこと
- (e) 婚姻のとき, 被告は, 伝染性の性病にかかっていたこと
- (f) 婚姻のとき, 被告は, 原告以外のだれかにより妊娠していたこと

第101条 ① 裁判所は, 1981年6月1日以降に提起される訴訟手続において, 被告が

- (a) 原告は, 婚姻を無効にする道が彼に開かれているのを知りながら, 被告に関して, 原告はそうしないにちがいないと合理的に信じさせるように行動したこと
 - (b) 判決を言渡すのは被告にとって不公平であること
- を裁判所に確信させるとき, (婚姻が挙行されたのが先の日付の前か後かを問わず) 婚姻が取消し得ることを理由に無効判決を言渡さないものとする。

② 第1項を侵害することなく、裁判所は、第100条のc号、d号、e号またはf号に定められる理由により、無効判決を云渡さないものとする。ただし、裁判所が訴訟手続は婚姻の日から3年以内に提起されたと確信するときは、この限りではない。

③ 第1項および第2項を侵害することなく、裁判所は、第100条のe号またはf号に定められる理由により、無効判決を言渡さないものとする。ただし、裁判所が原告は婚姻のとき、主張された事実を知らなかったと確信するときは、この限りでない。

④ 第1項は、第100条に定められる原因に関して、原告の側の賛同、是認、誠実性の不足または類似の理由によって判決が拒否される法則の代わりをする。

第102条 本法は別として、婚姻の効力に影響を及ぼす事項が、（国際私法の法則に従って）シンガポール以外の国の法律によって法定されるとき、第98条、第99条または第100条はいずれも

(a) 前示の事項の決定を排除しないものとし、または

(b) これらの法則に従って適用できる場合を除き、これら諸条に定められた救済のための理由または棄却事由を婚姻に適用することを要求しないものとする。

第103条 第91条および第93条は、これらの規定が離婚に言及するとき、あたかも婚姻の無効の言及に代えられたかのように、適用するものとする。

第104条 ① 裁判所が原告の事件は立証されたと認定するとき、裁判所は、無効の判決を言渡すものとする。

② 婚姻が取り消し得るものであることを理由に1981年6月1日以降に言渡された無効判決は、判決が終局的なものとされたのちの時日に関し、婚姻を無効とするものとし、かつ、婚姻は、判決にもかかわらず、その時まで存在したものとして扱われるものとする。

第105条 ① 婚姻が取消される場合、判決の日、取消される代わりに

解消されたとき、婚姻当事者の嫡出子であった子供は、取消にもかかわらず、彼等の嫡出子とみなされるものとする。

② 1975年5月2日またはそれ以降に生まれた無効な婚姻による子供は、かかる無効な婚姻の日に、彼等の両親の双方または一方が婚姻は有効であったと信じていたとき、彼の両親の嫡出子とみなされるものとする。

第4章 婚姻訴訟手続にともなう財政上の規定

第106条 ① 裁判所は、離婚、裁判別居または婚姻無効の判決を言渡すとき、彼等の共同努力により婚姻中に彼等により取得された財産を当事者間に分配すること、またはかかる財産を売却し、売上金を当事者間に分配することを命じる権限をもつものとする。

② 第1項により与えられた権限を行使するに当り、裁判所は

(a) 財産を取得するため、金銭、財産または仕事で各当事者によりなされた寄与の範囲

(b) 彼等の共同の利益のために契約された、一方当事者の負う債務、および

(c) 婚姻による未成年の子があれば、その要求を考慮するものとし、かつ、これらの考慮に従い、裁判所は、分配が衡平に行われるよう努力するものとする。

③ 裁判所は、離婚、裁判別居または婚姻の無効判決を言渡すとき、婚姻の一方当事者のみの努力により婚姻中に取得された財産を当事者間に分配すること、またはかかる財産を売却し、売上金を当事者間に分配することを命じる権限をもつものとする。

④ 第3項により与えられた権限を行使するに当り、裁判所は

(a) 財産を取得しなかった一方当事者が家庭の世話をし、または家族を気にかけることにより、家族の福祉のためにした寄与の範囲、および

(b) 婚姻による未成年の子供があれば、その要求

を考慮するものとし、かつ、これらの考慮に従い、裁判所は、裁判所が合理的と判断する方法により、財産または売上金を分配することができる。しかし、どの場合でも、その人の努力で財産が取得された当事者がより大きな割合をうけるものとする。

⑤ 本条のために、婚姻中に取得された財産に言及するとき、一方当事者によって婚姻前に取得され、婚姻中に他方当事者または彼等共同の努力により、実質的に改善された財産を含む。

第 107 条 裁判所は、夫に対し

(a) 婚姻訴訟手続の進行中、または

(b) 離婚、裁判別居または婚姻無効の判決を言渡すとき、もしくはその後

彼の妻または先妻に扶養料を支払うよう命じることができる。

第 108 条 ① 夫により彼の妻または前妻に支払われる扶養料の金額を決定するに当り、裁判所は、以下の事項を含むすべての事情を考慮するものとする。

(a) 婚姻の当事者各自が予想し得る将来に持ち、または持つと思われる収入、所得能力、財産および他の財政上の資力

(b) 婚姻の当事者各自が予想し得る将来に持ち、または持つと思われる財政上の要求、義務および責任

(c) 婚姻が破綻する前に家庭によって享有された生活の標準

(d) 婚姻の当事者各自の年令および婚姻の期間

(e) 婚姻の当事者の一方の肉体的または精神的無能力

(f) 当事者各自により、家庭の世話をし、または家族を気にかけることとでなされた寄与を含め、家族の福祉のためになされた寄与、および

(g) 離婚または婚姻無効の訴訟手続の事件において、婚姻の解消または取消により、婚姻当事者の一方が取得の機会を失う利益（たとえ

ば、年金)の価格

② 本条のもとで、その権限を行使するに当り、裁判所は、それが実行可能であり、かつ、そうするのが適切である限り、彼等の行状を考慮しながら、婚姻が破綻することなく、各自が互いに他方に対する彼または彼女の財政上の義務および責任を正当に免除されたとき、彼等がおかれ財政上の地位に彼等をおくように努力するものとする。

第 109 条 ① 扶養料支払命令は、裁判所の決定する一時金の支払いまたは定期的な支払いを準備することができる。

② 裁判所は、その自由裁量により、扶養料を裁定するとき、扶養料を支払う責任のある人に対し、ある財産からの収入により、扶養料の全部または一部を支払うため、財産を信託受託者に与え、かつ、それに従いながら信託設定者のための信託として、扶養料の全部または一部を保証するよう、命じることができる。

第 110 条 扶養料に対するすべての将来の請求権を清算するため、金銭または他の財産で元金の支払いをする合意は、裁判所により是認され、または条件付で是認されるまで、効力のないものとする。しかし、是認されたとき、扶養料の請求に対する有効な抗弁となるものとする。

第 111 条 扶養料支払命令が短期間のものとして明示されるとき、またはかかる命令が取消されたとき、扶養料支払命令は

(a) いずれが先であっても、夫または妻の死亡により、扶養料が保証されなかったとき

(b) 妻の死亡により、扶養料が保証されたとき
失効するものとする。

第 112 条 裁判所は、いつでも、現存する扶養料支払命令を、保証されたかどうかを問うことなく、命令がその人の有利もしくは不利になされた人の申立により、または保証された扶養料に関し、後者の法定人格代表者の申立により、裁判所が命令は不実表示また事実の錯誤にもとづくか、または事情に実質的な変化があったと確信するとき、変更または取消す

ことができる。

第113条 第110条に従い、裁判所は、いつでも、また時に応じて、夫婦間になされた扶養料に関する合意の条項を、1981年6月1日の前後いずれになされたかを問うことなく、事情に実質的な変化があり、それにもかかわらず、かかる同意の中にそれと反対の規定があると確信するとき、変更することができる。

第114条 裁判所の命令にもとづき、ある人に支払われるべき扶養料は、譲渡もしくは移転することができないし、または債務にもとづき、債権に関して、差押もしくは没収されないものとする。

第115条 ① 第3項に従い、協定により、または裁判所の命令にもとづいて支払われるべき無担保の扶養料の未払金は、債務不履行者から債務として回復することができ、債務不履行者に対して管財命令がなされる以前に支払期日のきた未払金は、彼の破産手続の中で立証できるし、また、未払金が彼の死亡以前に支払期日がきたときは、彼の遺産から支払われるべき債務になるものとする。

② 第3項に従い、債権者の死亡以前に支払期日がきた無担保の扶養料の未払金は、その人の法律上の人格代表者により、債務として回復されるものとする。

③ どの訴訟でも、訴訟を提起するときから3年以上も前に支払期日のきた扶養料の未払い額は、回復されないものとする。

第5章 子供の福祉

第116条 本章において、文脈がそれを必要とするとき、「子供」は、第84条に定められた婚姻による21才未満の子供を意味する。

第117条 ① 本条に従い、裁判所は、離婚もしくは婚姻無効判決を終局的なものとし、または裁判別居の判決を言渡すことはできないものとする。ただし、裁判所がすべての子供に関して

- (a) 子供の福祉のために手配がなされたこと、かつそれらの手配が満足
足のいくものか、もしくは事情のもとで考えられる最善のものである
こと、または
- (b) 裁判所の面前に出頭する当事者がかかる手配をするのは実行不可
能であること

に関して確信するときは、この限りでない。

② 裁判所は、仮判決が終局的なものとされ、または時に応じて、裁判
別居の判決が言渡されるのが望ましい事情が存在すると判断し、かつ、
特定の期間内に裁判所の面前に、子供のための協定の問題を提出する当
事者の一方または双方から、裁判所が満足のいく理解を得た場合に、そ
れが適切と判断するとき、第一項の要件を無視して手続をとることができる。

③ 本条および第 118 条において、「福祉」は、子供に関連して、子供
の監護・教育および子供のための財政上の規定を含む。

第 118 条 離婚、婚姻無効または裁判別居の訴訟において、裁判所は、手
続のどの段階でも、または終局判決が言渡されたのちでも、子供の福祉
に関して適切と判断する命令をし、それを変更または取消すことができ、
かつ、それが適切と判断するとき、子供を裁判所の保護のもとにおくた
めの手続を指示することができる。

第 119 条 ① 裁判所は、いつでも、命令により、子供を彼もしくは彼女の
父、彼もしくは彼女の母（子供が一方の親に付託されるのが望ましい
とする例外的な事情があるとき）または子供の他の親族、その目的が子
供の福祉を含む機関もしくは協会または他の適切な人の監護のもとにお
くことができる。

② 子供がどの人の監護のもとにおかれるべきかを決定するにつき、子
供の福祉が最重要なものとして考慮されるべきであり、かつ、これに従
い、裁判所は、

- (a) 子供の両親の希望、および

- (b) 彼または彼女が独立の意見を表示できる年齢に達しているとき、
子供の希望

を考慮するものとする。

第 120 条 ① 監護のための命令は、裁判所がそれを課すのが適切と判断する条件、および、もしあれば、時に応じて適用される条件に従ってなされることができ、かつ、監護を託された人の子供の養育および教育に関するすべての問題を決定する権利を与えるものとする。

② 第 1 項の一般性を侵害することなく、監護のための命令は

(a) 子供が居住する場所、彼または彼女の教育の方法およびその中で彼または彼女が育てられる宗教に関する条件を含み

(b) 監護を託された人以外のだれかに、子供の世話と監督をゆだね

(c) 裁判所が合理的と考える時期および期間に、子供が監護を奪われた親またはすでに死亡もしくは監護を奪われた親の家族構成員を訪問する用意をさせ

(d) 監護を奪われた親またはすでに死亡もしくは監護を奪われた親の家族構成員に、裁判所が合理的と考える時期および頻度で子供に面接する権利を与え、または

(e) 監護を与えられた人に、子供をシンガポールの外に連れ出すことを禁止する

ことができる。

第 121 条 協定または裁判所の命令が別の定めをするときを除き、子供が彼または彼女の監護のもとにあるか、他の人の監護のもとにあるかを問うことなく、彼または彼女の資産および生活の場所を考慮し、合理的な設備、衣類、食料および教育を子供に供給し、またはそれらの費用を支払うことにより、彼または彼女の子供の扶養を継続またはそれに寄与するのが親の義務とされる。

第 122 条 ① 婚姻訴訟手続の係属中、裁判所は、彼の子供の扶養料を支払うよう、親に命じることができる。

② 離婚、裁判別居または婚姻無効の判決を言渡すとき、またはその後いつでも、裁判所は、適切と判断する方法で彼の子供の利益のため、扶養料の支払いを親に命じることができる。

③ 裁判所は、彼女の資産を考慮し、それを命じるのが合理的と確信するとき、彼女の子供の扶養料の支払いまたはそれに寄与することを命じるのに相当な権限をもつものとする。

④ 第1．第2または第3項のもとでの命令は、子供の監護もしくは世話および監督をする人または子供の受託者に支払うよう指示することができる。

第123条 ① 裁判所は、子供の利益のために扶養を命じるとき、以下の事項を含む各場合のすべての事情を考慮するものとする。

(a) 子供の財政上の必要性

(b) 子供の収入、稼働能力（もしあれば）、財産および他の財政上の資力

(c) 子供の肉体的または精神的無能力

(d) 婚姻が破綻する前に家族が享受していた生活水準

(e) 子供が育てられていた方法および婚姻当事者が子供のうける教育または訓練について期待していた方法

② 裁判所は、第1項のもとで、それが実行可能であり、かつ、（婚姻当事者の収入、稼働能力、財政上の資力、財政上の必要性、義務および責任を考慮し）、そうするのが適切である限り、婚姻が破綻することなく、これらの当事者各自が子供に対する彼または彼女の財政上の義務および責任を適当に果たしたとき、子供がおかれたにちがいない財政上の地位に子供をおくように、その権限を行使するものとする。

第124条 裁判所は、その自由裁量により、子供の利益のため扶養料の支払いを命じるとき、扶養料支払いの責を負う人に対し、ある財産を扶養料支払いのため信託受託者に付託することにより、その全部もしくは一部を取得し、または一部を財産からの収入により、主要部を信託設定者

のための信託でしよう命じることができる。

第 125 条 子供の監護または扶養のための命令が短期間のものとして表示されるか、またはかかる命令が取消されたときを除き、命令は

- (a) 子供が21才に達したとき
- (b) 子供が有給の職業を得たとき、または
- (c) 子供が肉体的もしくは精神的無能力のもとにある場合に、どちらがあとであっても、かかる無能力が止んだとき

その効力を失うものとする。

第 126 条 裁判所は、いつでも、利害関係人の申立により、子供の監護または扶養のための命令を、それが不実表示もしくは事実の錯誤にもとづいていたか、または事情に実質的な変化があったことを確信するとき、変更または取消することができる。

第 127 条 裁判所は、いつでも、また時に応じて、子供の監護または扶養に関する協定の条項を、その作成が1981年6月1日の前か後か問うことなく、該協定中の反対の規定にかかわらず、それが合理的であり、かつ、そうすることが子供の福祉のためと確信するとき、変更することができる。

第 128 条 第 115 条は、子供の利益のための扶養料支払の命令に、細部に必要な変更を加えて、適用するものとする。

第 129 条 子供の監護または扶養に関する問題を考慮するとき、裁判所は、それが実行可能なときはいつでも、公務員かどうかを問うことなく、子供の福祉について訓練をうけ、または経験のある人の助言を聞くものとするが、かかる助言に従う義務はないものとする。

第 130 条 ① 裁判所は、子供の父または母の申立により、

- (a) 婚姻訴訟手が係属中、または
- (b) 協定もしくは裁判所の命令のもとで、一方の親が他方を排除して、子供の監護をするとき

他方の親が子供をシンガポールの外に連れ出すことを制限する差止命令

を発し、または無条件もしくは裁判所が適切と判断する条件もしくは保証に従い、かかる子供をシンガポールの外に連れ出すことを許可することができる。

② 裁判所は、利害関係人の申立により、子供を監護する人以外の人に、子供をシンガポールの外に連れ出すことを制限する差止命令を発することができる。

③ 本条のもとでなされた命令に従わないとき、裁判所侮辱罪として処罰されるものとする。

第 131 条 ① 裁判所は

(a) 婚姻訴訟手続が係属しているとき

(b) 第 106 条のもとで命令がなされ、かつ、それに応じられていないとき

(c) 第 107 条または第 122 条のもとで扶養料支払の命令がなされ、かつ、それが取消されていないとき、または

(d) 妻、先妻または子供の利益のための協定のもとで、扶養料が支払われるべきとき

申立にもとづき

(i) 財産の処分が夫、先夫またはその人により、もしくはその人の利益のために申立てられた人の親により、過去 3 年以内に、処分する人の側が彼もしくは彼女の扶養料支払いのための財産を減少させ、または彼の妻もしくは先妻から財産に関するなんらかの権利を奪う目的でなされたことを確信するとき、処分を取消し、かつ

(ii) 財産処分がかかる目的でなされようと企てられていると確信するとき、その処分を阻止する差止命令を与えることができる。

② 本条の目的のため

「処分」は、それによって財産の所有権もしくは占有権が移転し、または債務を負担することになる売買、贈与、賃貸借、譲渡抵当もしくは他の取引を含むが、処分がなされる目的につき、善意かつ不知で

行動する人の利益に、金銭または金銭的価値についてなされる処分を含まない。

「財産」は、可動または不動の性質を具えた財産を意味し、かつ、金銭を含む。

第6章 雑則

第132条 この部の規定に従い、この部のもとのすべての訴訟手続は、最高裁判所の規則により規整されるものとする。

第133条 ① この部のもとの、訴状の管轄区域外への送達は、裁判所によって許可されることができ、かつ、送達は、最高裁判所の規則のもとで行われる呼出状の送達の方法にできる限り近い方法で行われるものとする。

② 裁判所は、そうすることが必要または便宜と判断するとき、送達を全く免除することができる。

第134条 ① この部のもとの訴訟において、当事者および当事者の夫および妻は、証拠を提出する資格があり、かつ、提出を強制されるものとする。

② 訴訟の当事者かどうかを問わず、証人は、彼または彼女に姦通の責があったことを示すのに役立つ尋問を受けたり、それに答弁するよう強制されないものとする。ただし、証人が、その訴訟において、彼または彼女に主張される姦通の反証として、すでに証拠を提出していたときは、この限りでない。

第135条 この部のもとの訴訟手続の全部または一部は、裁判所がそれを適切と判断するとき、非公開で審理されることができる。

第136条 離婚判決を言渡す場合に、裁判所が、原告が彼の訴状を支持してたよりにできた第88条・3項の定める唯一の事実、第88条・3項(d)号の定める事実であったと判断するとき、裁判所は、判決が終局的なも

のとされる前のいつでも、被告によってなされる申立にもとづき、被告が判決の言渡しに同意することを決定するのに考慮した事項に関し、原告が被告を誤解させた（意識的または無意識的に）ことを確信する限り、判決を取消することができる。

第 137 条 ① この部のもとでの訴訟手続において、裁判所によってなされるすべての判決および命令は、その固有の民事管轄権の行使として裁判所によってなされた判決または命令であるかのように、強制され、かつ、控訴されることができる。

② 訴訟費用のみについて、控訴はないものとする。

③ 枢密院司法委員会への上訴に関して、時に応じて作られる規則に従い、事件が上訴に適していることを控訴院が宣言するとき、この部のもとでなされた判決または命令につき、だれでも枢密院司法委員会に上訴することができる。

第 138 条 ある人が訴訟当事者と姦通を犯したと非難される場合、またはまだ訴訟当事者となっていない人の利益のために、その人を訴訟当事者にすべきであると裁判所が考える場合に、それが適切と判断するとき、正当と思われる条件のもとに、その人が訴訟に参加することを許可することができる。

第 139 条 最高裁判所の全判事またはその 1 名が主席判事となる 3 名の判事は、この部のもとでのすべての訴訟手続に支払われるべき手数料および訴訟費用を決定し、かつ、規制する規則、および、彼等がこの部のもとで便宜と判断する訴訟手続についての規則を制定することができる。

② 第 1 項のもとで制定される規則は、この部のもとでの訴訟手続に使用される書式を定めることができる。

③ 主席判事の手許で認証された規則の写しは、主席判事により、大統領のもとに移送されるものとする。

④ これらすべての規則は、官報に掲載され、かつ、掲載後ただちに議会に提出されるものとする。

参 考 文 献

- Leong Wai Kum: Family Law in Singapore. 1990.
- Leonard Pegg: The Seven-Year Hitch, A Comparative Study of Singapore's New Divorce Ground. Malaya L. R. vol. 11. 1969.
- Leong Wai Kum: Legislation comment. A Turning Point in Singapore Family Law: Women's Charter (Amendment) Bill. 1979. Malaya L. R. vol. 21. 1979.